

こども家庭庁の設置について

1. 概要

「こども家庭庁」は、現在複数の府省等において実施されている政府の子ども政策を、一元的に推進していくための司令塔機能を担うことを目的とし、令和5年4月に内閣府の外局として新設されます。

こども家庭庁の創設により、こども政策に関する総合調整権限が一本化されることから、こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、年齢や制度の壁を克服した切れ目のない支援など、こども・子育てにかかる当事者視点に立った包括的な政策展開が期待されています。

2. 体制と主な事務

(1) 長官官房（企画立案・総合調整部門）

- ・政策の企画立案、総合調整、情報発信、広報、エビデンスに基づく政策立案等

(2) こども成育局

- ・妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- ・就学前のすべてのこどもの育ちの保証（保育所・認定こども園等）
- ・相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- ・こどもの安全（性的被害の防止、事故防止・予防等）

(3) こども支援局

- ・様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する切れ目のない包括的支援（地域の支援ネットワークづくり、児童虐待防止、いじめ防止及び不登校対策）
- ・社会的養護の充実及び自立支援
- ・こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- ・障害児支援

